

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	地域福祉課	整理番号	37
許認可等の種類	戦傷病者手帳の再交付				
根拠法令条例等・条項	戦傷病者特別援護法施行令第6条				
許認可等の概要	戦傷病者手帳を破り、よごし、又は失った者から戦傷病者手帳の再交付の請求があったときは、戦傷病者手帳を交付する				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 * (法令の定めにおいて判断基準が具体的に規定されているため。)</p> <p>[参考] 戦傷病者特別援護法施行令第6条 戦傷病者手帳を破り、よごし、又は失った者から戦傷病者手帳の再交付の請求があったときは、戦傷病者手帳を交付する。</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日				
期間の制定根拠	戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領				